

宇治市請負工事（公共建築工事）成績評定要領

（目的）

第1条 この要領は、宇治市及び宇治市上下水道部が所管する請負工事（以下、「工事」という。）の成績評定（以下、「評定」という。）に必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定は、原則として解体工事・浚渫工事・工事目的物の性能の向上を伴わない機器類等の取替えのみの工事及び単価契約による工事を除く、1件の請負金額が100万円を超える工事について行うものとする。

（評定者）

第3条 工事成績の評定者（以下、「評定者」という。）は、宇治市請負工事検査規程第4条に定める検査員並びに宇治市請負工事監督要領第3条に定める総括監督員、主任監督員及び正監督員が評定するものとする。ただし、主任監督員は、正監督員の評定内容を確認し、認証及び所見を記載する。

（評定の方法）

第4条 評定は、工事発注単位ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督または検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

3 評定は、別紙工事成績採点表により行うものとする。

（評定の提出等）

第5条 評定者は、完成検査後遅滞なく工事成績採点表を建設総括室長（以下、「室長」という。）に提出するものとする。

（評定の結果の通知）

第6条 室長は、評定者から工事成績採点表の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を宇治市工事検査規程第15条第4項の「工事検査結果通知書」に項目別評定点（別記様式第3号）を添付して通知するものとする。

（評定の修正）

第7条 室長は、評定の結果を通知した後、瑕疵が判明した場合等で評定を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 第6条または第7条による通知を受けた受注者は、通知を受けた日から7日（「休日」を含む）以内に、書面（別記様式第4号）により、評定の内容について説明を求めることができる。

2 室長は、前項による説明を求められたときは、書面（別記様式第4号－1）により回答するものとする。

(再説明請求等)

第9条 前条第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して7日（「休日」を含む。）以内に、書面（別記様式第5号）により、評定の内容について再説明を求めることができる。

2 室長は、前項による再説明を求められたときは、書面（別記様式第5号－1）により回答するものとする。

附 則

この要領は、平成12年 4月 1日より施行する。

改正 平成17年 4月 1日

改正 平成18年 4月 1日

改正 平成19年 4月 1日

改正 平成24年 4月 1日

改定 平成29年 4月 1日

改定 令和 7年 1月 1日